

## 事業系ごみ対策について

「事業系廃棄物処理ガイドライン」に基づき、平成26年度から市役所ごみの率先行動を行った。また、平成27年度から民間事業者へ本格実施するため、市報、ホームページの広報を行い、一廃許可業者、業界団体等を通してガイドライン約43,000部を配布し、事業者訪問等で約1,000社へ直接説明を行った。

さらに、事業系ごみの展開検査を毎週2回実施し、古紙などの資源物や水銀・鉛含有廃棄物の混入防止に努めた。

### 【主な事業内容】

#### 1 ガイドライン等の普及

##### (1) ガイドライン配布 約43,000部

普及期間	普及方法	配布部数
3月	一廃許可業者から各事業者へ配布	約20,000部
6月	市報・HPでの普及開始	—
6月	中規模事業者※約3,000社へ配送	約3,000部
7月	商工会議所・商工会から会員へのチラシ配布	—
7月	医師会・歯科医師会からチラシとガイドライン配布	約1,000部
7月～8月	説明会等で配布	約1,000部
12月	中規模事業者に徹底を図るため※約3,000社へ配送 (事業者規模により複数配送)	約15,000部
通年	廃棄物対策課、各区、各施設から配布	約3,000部
合計		約43,000部

※中規模事業者とは、事業系ごみを月100kg以上排出する事業者とした。

#### 2 展開検査による搬入規制

##### (1) 展開検査回数と検査台数

	検査回数	検査台数
H25	86回	229台
H26	102回	468台

##### (2) 主な搬入規制物の混入率

	H24	H25	H26
リサイクルできる古紙／可燃ごみ	0.59%	0.19%	0.09%
水銀・鉛含有廃棄物／不燃ごみ	1.84%	0.44%	0.14%